

富士市ＣＮＦプラットフォーム活動プロモーション推進事業 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富士市ＣＮＦプラットフォーム活動プロモーション推進事業の受託者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業 務 名 富士市ＣＮＦプラットフォーム活動プロモーション推進事業

(2) 業務内容

本市では、ＣＮＦに関する取組として、2019年3月に「富士市ＣＮＦ関連産業推進構想」を策定し、2019年11月にＣＮＦの用途開発を加速し、関連産業の創出を図るための産学官等の連携・ネットワーク構築の場として「富士市ＣＮＦプラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という）を設立した。

プラットフォームは、国内の企業等を対象に、会員制度を設け、会員の取組ステージに応じた様々な事業を実施しており、徐々にではあるが、ＣＮＦに関する技術の確立や製品化が顕れるなど、ビジネス領域への動きがみえてきており、これらを支援するためのプロモーション活動を展開し、ＣＮＦのまちブランド育成につなげる「展開の場」を設けることとしている。

「展開の場」の一つの取組として、東京ビッグサイトで開催される「nano tech 第26回 国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」では、ＣＮＦのテーマゾーンを設けた特別展示や特設イベント等が開催され、国内外から多くの来場があることから、プラットフォーム活動や会員の紹介などの効果的なＰＲやビジネスマッチングの機会が考えられる。他方で、このような大規模展示会は、個社での出展における出展料等の費用負担が大きく、中小企業等の出展にはハードルが高い状況である。

そこで、本業務では、上記趣旨に基づき、会員の技術・製品の紹介・ＰＲ、多くのユーザーやバイヤー等とのビジネスマッチングの機会の創出、プラットフォーム活動の紹介やＣＮＦに取り組むまち（取り組みやすいまち）富士市をＰＲすることを目的とし、国内外の来場者を対象にした「nano tech 第26回 国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」にプラットフォームとして出展し、プロモーション活動を展開するものである。

業務内容は、別に定める「富士市ＣＮＦプラットフォーム活動プロモーション推進事業委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という）のとおりとする。

(3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年2月12日まで

(4) 支払限度額 2,533,300円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課（問い合わせ先）

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市産業交流部産業政策課（担当 平野・鈴木）

電話 0545-55-2779（直通） F A X 0545-51-1997

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和8年度富士市競争入札参加資格審査の登録者又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする（なお、日程は都合によ

り変更する場合がある。）。

No.	項目	実施日	備考
1	参加募集の公告	令和8年8月12日(水)	富士市ウェブサイトに掲載
2	参加表明に関する質問書受付期間	令和8年8月12日(水) ～8月18日(火)	電子メールのみ受付
3	参加表明に関する質問回答日	令和8年8月19日(水)	富士市ウェブサイトに掲載
4	プロポーザル参加表明書等提出期間	令和8年8月12日(水) ～8月25日(火)	電子メールによる提出
5	参加資格要件の審査結果通知	令和8年8月26日(水)	電子メールにより通知
6	企画提案書等提出に関する質問書受付期間	令和8年8月27日(木) ～8月31日(月)	電子メールのみ受付
7	企画提案書等提出に関する質問書回答日	令和8年9月2日(水)	富士市ウェブサイトに掲載
8	企画提案書等の提出期間	令和8年8月27日(木) ～9月18日(金)	電子メールによる提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年9月18日(金)	電子メールによる提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年9月25日(金)	
11	優先交渉権者の特定等結果通知及び公表	令和8年9月下旬	電子メールにより通知、富士市ウェブサイトに掲載
12	契約交渉・契約締結	令和8年9月下旬	

7 参加表明に関する質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受 付 期 間 令和8年8月12日(水) から同年8月18日(火) まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受 付 方 法 「参加表明に関する質問書」に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、市担当へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2779 (直通)
- (3) 質問回答日 令和8年8月19日(水)
- (4) 回 答 方 法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) そ の 他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提 出 期 間 令和8年8月12日(水) から同年8月25日(火) までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、正午までとする。)
- (2) 提 出 先 富士市産業交流部産業政策課(市庁舎5階)

(3) 提出方法 提出書類を電子メールで送付すること。

また、電子メール送信後、市担当へ電話にて提出の旨を連絡すること。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2779（直通）

(4) 提出書類 以下のとおり。

No.	提出書類	提出部数	様式等
1	プロポーザル参加表明書	正本1部	様式－2
2	会社概要書	正本1部	様式－5
3	参加表明者の同種または類似業務実績表	正本1部	様式－6
4	業務管理者及び業務担当者の経歴書	正本1部	様式－7

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書、参加表明者の同種または類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を、令和8年8月26日（水）に参加表明者全員に電子メールで、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

ただし、プロポーザル参加表明者が5者以上の場合は、本要領14の「評価項目及び評価基準」に定める、(1)「企画提案書の提出者を選定するための基準」に基づき、提出書類による一次審査を行い、合計点の上位5者を選定する。また、5者以下の場合は、提案者全てを一次審査による選定者とし、本要領14の「評価項目及び評価基準」及び本要領15に定める「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、書類提出による一次審査を二次審査と併せて実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和8年8月27日（木）から同年9月18日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、正午までとする。）

(2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課（市庁舎5階）

(3) 提出方法 提出書類を電子メールで送付すること。

また、電子メール送信後、市担当へ電話にて提出の旨を連絡すること。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2779（直通）

(4) 提出書類 以下のとおり。提出用紙はA4サイズに統一すること。

No.	提出書類	提出部数	様式等
1	企画提案書	正本 1 部	(表紙) 様式－8
2	業務実施体制	正本 1 部	任意様式 A 4 縦 1 ページ以内
3	業務工程計画 (実施スケジュール)	正本 1 部	任意様式 A 4 縦 1 ページ以内
4	業務の実施方針・手法	正本 1 部	任意様式 A 4 縦 1 ページ以内
5	評価テーマに対する提案	正本 1 部	任意様式 A 4 8 ページ相当以内
6	見積書及び内訳書	正本 1 部	任意様式 消費税及び地方消費税を含む

(5) 評価テーマ

本業務は別添の特記仕様書に沿って行うことが求められるが、あらかじめ企画提案書によって以下の評価テーマに対して具体的な提案を行うものとする。

評価テーマは次のとおり。

ア 展示に係る仕様の作成等

- (7) 展示コンセプト、具体的かつ効果的なブースレイアウトや展示構成等
- (4) 展示に係るアイディアや工夫

イ プラットフォーム会員の出展に係る調整等

- (7) 実施体制の構築
- (4) 展示品や展示内容に係る具体的な調整や連絡、出展に係るスケジュール等

ウ イベント開催期間中の運営等

- (7) 運営管理体制や計画性
- (4) 来場者対応、集客・誘客に資するアイディア・工夫等

エ 事業評価等

- (7) 本事業実施後の評価、検証の手法等
- (4) 今後の展開等に関する方針、手法等

(6) 留意事項

ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

ウ 企画提案書に記載した配置予定の管理者、担当者及び照査担当者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。

エ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。

オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用

する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

カ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。

キ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

ク 企画提案書の「業務実施体制」から「評価テーマに対する提案」までについては下段余白中央にページ番号を付すこと。

11 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び特記仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

(1) 受付期間 令和8年8月27日（木）から同年8月31日（月）まで（最終日は、正午までとする。）

(2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書」に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、市担当へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話 0545-55-2779（直通）

(3) 質問回答日 令和8年9月2日（水）

(4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。

(5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年9月18日（金）正午まで

(2) 提出先 富士市産業交流部産業政策課（市庁舎5階）

(3) 提出方法 電子メールで送付すること。また、電子メール送信後、市担当へ電話にて提出の旨を連絡すること。

メールアドレス sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2779（直通）

13 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日時 令和8年9月25日（金） ※詳細な時間は、別途通知する。

(2) 実施場所 富士市永田町1丁目100番地 市庁舎10階会議室

(3) 出席者 出席者は、4人以内とする。

(4) 所要時間 企画提案者当たり40分以内とする。（提案者からの説明20分、質疑応答20分）

(5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。

(6) そ の 他

- ア 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
- イ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン、プロジェクター及びスクリーン）は、本市で用意するが、特別な機器が必要な場合は、企画提案者で用意すること。
- ウ 必要機器のセッティング等が説明開始時間までに終わらない場合は、提案者からの説明（20分）に含めるものとする。
- エ 感染症等の影響により、上記会場での実施が困難な場合は、市と協議の上、オンライン等により実施する場合がある。
- オ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価比重は、下記のとおりとする。

(1) 企画提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価比重は、以下のとおりとする。（提出書類による一次審査）（100点）

評価項目		評価基準	比重
参加 表明者	業務の安定性	業務実施体制や業務の完遂能力の有無	25%
	実績・成績等	展示会への出展、展示会イベントの企画・運営等の実績	25%
配置予 定業務 従事者	業務管理者の 経験及び能力	令和3～7年度に業務管理者として完了した又は実施した類似の 業務実績	25%
	業務担当者の 経験及び能力	令和3～7年度に業務管理者として完了した又は実施した類似の 業務実績	25%

(2) 企画提案書を特定するための基準

企画提案書の評価項目、評価基準及び評価比重は、以下のとおりとする。（200点）

評価項目		評価基準	比重
参加 予定者	業務実績・成績	参加予定者及び業務従事者の同種・類似業務実績・能力、運営管理体制等	20%
	業務の安定性・信頼性		
実施 方針	業務理解度	本業務の趣旨・目的等の理解度	20%
	実施体制・手順	本業務に係る実施体制や計画・工程等	
評価 テーマ に対する 企画 提案	展示に係る 仕様の作成等	・コンセプトの明確化、具体的かつ効果的なデザイン力 ・展示に係るアイデア、工夫	60%
	出展に係る調整等	・実施体制の構築 ・調整力、具体性、柔軟性、計画性	
	イベント開催期間中の 運営等	・運営管理体制、計画性 ・アイデア、工夫	
	事後評価等	・本事業に係る評価に関する提案 ・継続性、発展性等	

※ 「参加表明書等」及び「企画提案書」に対する評価項目は、以下の基準で評価し、比重に応じて配点する。

評価点	採点基準
5	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通・標準（趣旨に合致している）
2	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

- ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。
- イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点（一次審査と二次審査の合計点）が最も高い企画の提案者を優先交渉権者とし、2位となった企画の提案者を次点者として特定する。
- ウ 本要領5に定める「参加資格」及び本要領10に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- エ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。
- オ 審査委員会が適切な提案がないと判断した場合には、優先交渉権者を特定せず、プロポーザルの手続を中止することがある。

(2) 審査結果の公表

- ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和8年9月下旬に電子メールにて送付する。
- イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和8年9月下旬に富士市ウェブサイトで公表する。
URL <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035050000/p007737.html>
- ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

16 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議、確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。
 - イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
 - エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合
- (2) 契約締結日 令和8年9月下旬（予定）

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「特記仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加し、又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項等）

- (1) プロポーザル参加表明書、企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。
- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (2) 失格となる企画提案者
- ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
 - (ア) 本要領2(4)「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合
 - (イ) 本要領13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合。ただし、交通機関等の事故その他の真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡したときを除く。
 - (ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合には失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
 - イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
 - (ア) 本要領に定める手続以外の方法により、審査委員若しくは関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合、又は不正な行為をしたと認められる場合
 - (イ) プレゼンテーション時に、予定担当者が欠席した場合。ただし、交通機関の事故その他の真にやむを得ない理由がある場合で、事前に連絡したときを除く。
 - (ウ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
 - (エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任を負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所
様式－１	参加表明に関する質問書	要領 7
様式－２	プロポーザル参加表明書	要領 8
様式－３	企画提案書等提出に関する質問書	要領11
様式－４	プロポーザル参加辞退届	要領12
様式－５	会社概要書	要領 8
様式－６	参加表明者の同種または類似業務実績表	要領 8
様式－７	業務管理者及び業務担当者の経歴書	要領 8
様式－８	企画提案書	要領10
任意様式	業務実施体制、業務工程計画、評価テーマに対する提案等	要領10